

第41回福島県川柳賞作品募集要項

1 趣 旨

県民から広く作品を公募して優秀作品を顕彰し、地方文化の進展と本県川柳文学の振興を図る。

2 主 催 福島県川柳連盟・福島民報社・福島県

共 催 福島県教育委員会

3 募集作品の部門及び規格

部 門	規 格
一 般 の 部	50句の作品を集録した原稿作品
青 少 年 の 部	10句の作品を集録した原稿作品
小 学 生 の 部	5句の作品を集録した原稿作品

未発表作品とする（同人誌などに発表した作品が含まれていてもよい）

(注) (1) 青少年とは、中等教育を行う学校に在籍する12歳以上で締切日現在20歳未満の者とする。

(2) 青少年は、一般の部の規格に合った作品を提出すれば一般の部にも応募することができる。

(3) 応募は1人1作品。

4 応 募 資 格 県内在住者。ただし、東日本大震災・東京電力福島第一原発事故の影響で県外に避難している県人および県外で勉学中の学生を含む。

5 応 募 方 法

(1) 応募作品は必ず8部（コピーも可）提出する。

(2) 原稿作品は400字詰め原稿用紙（A4判の縦書き）を用い、文字は縦書きで楷書で正確に書く。パソコン・ワープロも可（A4判の縦書き）。さらに以下の規格を満たすこと。

a. 一部ごとに表紙をつけ右とじとする。

b. 表紙には応募部門、作品の表題、氏名（ペンネームの場合は本名も）、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、職業（会社名、学校名、学年など）、川柳歴、所属結社、過去の県川柳賞の受賞歴を記入する。※避難している人は避難前の住所と現住所を記入する。表題と氏名には振り仮名をつける。

(3) 点字作品は墨訳（ペン書など）して応募する。

(4) 応募作品が以上の規格に合わない場合は、審査の対象外とすることがある。

(5) 送付先 福島民報社編集局文化部「県川柳賞係」

〒960-8602 福島市太田町13番17号（問い合わせ先 電話024-531-4141）

(6) 応募作品は返却しない。

(7) 応募後の修正は認めない。

(8) 入賞作品は作品集に基本的に掲載する。

(9) 青少年の部と小学生の部の原稿用紙と申込用紙は福島民報社ホームページからプリントアウトできる。

6 賞の種類と授賞対象

一般の部の川柳賞には「正賞」「準賞」「奨励賞」を授与する。

青少年の部には「青少年奨励賞」を、小学生の部には「児童奨励賞」を授与する。

*すでに「正賞」を受けた者は応募の対象としない。

*すでに「準賞」「奨励賞」を受けた者は同一の賞は授賞の対象としない。ただし、上位の賞は授賞の対象とする。

*すでに「青少年奨励賞」を受けた者は「一般の部」にのみ応募できる。

7 締め切り期日 令和3年8月31日(火) 当日消印有効

8 発 表 令和3年10月下旬（入賞者は本人に通知するとともに、報道機関を通じ公表する）

9 表 彰 式 令和3年11月中。福島市内

10 審 査 委 員

西來 みわ（川柳研究社顧問）

小林左登流（県川柳連盟会長）

真弓 明子（県川柳連盟副会長）

熊坂よし江（県川柳連盟副会長）

小笠原敦子（県文化スポーツ局長）

安斎 康史（福島民報社編集局長）

